

令和8年度 米原市税納付書等送付用封筒広告募集要領

市では、財源の確保と市の発行する印刷物等の有効活用を図るため、市税納付書等送付用封筒について広告を掲載していただける事業者を募集します。

広告募集に関しては、米原市広告掲載要綱（平成18年米原市告示第119号）に定めるもののほか、次のとおりです。

1 市税納付書等送付用封筒に関する仕様

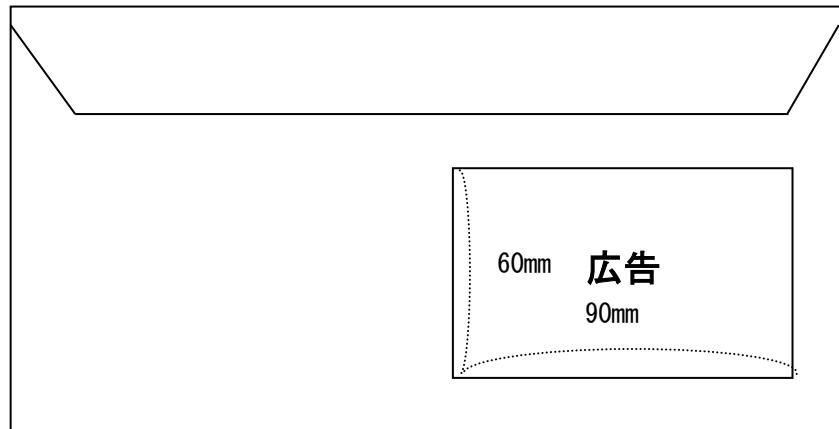
種類	① 市税納付書等送付用封筒
内容	固定資産税、市県民税（普通徴収）等および軽自動車税の納税通知書ならびに納付書等を送付する際に使用します。
配布対象者	市税納税義務者
使用枚数	① 約40,000枚（当初課税分）

2 広告に関する仕様

掲載期間	令和8年5月頃から配布終了までの約1年間
掲載位置等	市税納付書等送付用封筒の裏面 : 1枚 枠の大きさ : 縦 60mm × 横 90mm 単色（黒色）刷り

★ 広告掲載イメージ

＜市税納付書等送付用封筒＞（裏面）



3 広告募集に関する事項

(1) 募集広告枠数 1枠

(2) 募集期間 令和8年1月5日（月）～令和8年1月20日（火）

※ 税務課へ直接持参の場合は、上記期間（休日を除く）の午前9時から午後4時45分までとなります。

※ 郵送による場合は、締切日必着のこと。

(3) 申込方法

- 別紙の「米原市税納付書等送付用封筒広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、広告原稿（案）を添えて米原市役所本庁舎市民部税務課へ直接持参または郵送で提出してください。申込書は、米原市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 広告掲載料の最低制限価格は、1枠につき2万円とします。

(4) 広告内容

- 広告の内容に関する責任は、広告主となります。
- 広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容および表現は、それにふさわしい信用性と信頼性のあるものとしてください。また、広告にはその内容に対する問合せ先として、連絡先、連絡担当者などを明記してください。
- 米原市広告掲載要綱第4条各号に該当する広告は、広告掲載できません。

(5) 広告掲載の決定

募集期間終了後、広告内容等を審査の上、申込金額が最高額の申込者に広告掲載を決定します。ただし、申込金額の最高額が同額で申込者数が広告掲載枠数を超えている場合は、市内に住所を有する申込者（市内で業務を営む申込者を含む。）を優先し、市内に住所を有する申込者が複数あった場合は抽選により決定します。

また、申込者数が広告枠数に満たない場合は、米原市広告掲載要綱第5条第1項第1号イの規定により、広告掲載の案内を行い、広告掲載の決定を受けた広告主（以下「広告主」という。）の同意を得て広告を決定する場合があります。

広告掲載の可否の決定については、「広告掲載許可（不許可）決定通知書」を送付します。

(6) 広告掲載料の請求

広告掲載決定者は申込みのあった広告掲載料の納付書も併せて送付しますので、指定された期限までに一括納入してください。

広告主は、申込をした広告原稿（案）について、必要な事項につき市と協議を行い、広告原稿を決定することとなります。

(7) 原稿および広告物の作成費

当該市税納付書等送付用封筒の作成の際、広告に関する印刷の版の作成経費は、広告主の負担（100円未満の端数が生じた場合は、切上げ）となります。広告掲載請求書と併せて納付書を送付しますので、指定された期日までに納付してください。

その他広告に関するデザイン原稿なども広告主の負担となります。

(8) 広告掲載の取消し

広告掲載決定後においても次に掲げる場合には、広告掲載を取り消すことがあります。

- ① 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- ② 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合
- ③ その他行政運営上支障があると市長が認めた場合

(9) その他

米原市広告掲載要綱を遵守願います。

(10) お問合せ・申込先

米原市役所 市民部 税務課 （米原市役所本庁舎）

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地

TEL 0749-53-5115（税務課直通）